

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 57
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。



市町村別 物価高騰支援金のご案内 (倉吉市・境港市)

※会員の皆様へ一斉FAXの都合上、対象地域でない先生へ本FAXが届く場合がございます。
予めご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【倉吉市】 「物価高騰等対策支援事業」

- 申請期限 令和5年1月31日(火)
- 対象者 全業種(個人診療所、医療法人ともに対象です)
 - ・コロナ禍の影響により、令和4年1月～12月までのひと月の売上額が過去3年のいずれかの年の同月に比べ減少している者
 - ・令和2年1月1日～令和4年9月30日までに市内にて新規創業している者
- 対象経費
 - ・対象とする経費は燃料費(ガソリン代、灯油代、軽油代、重油代に限る)、光熱費(電気代及びガス代に限る)の税抜価格
- 対象期間 令和4年1月1日から12月31日までに使用(検収)したもの
- 交付金額
 - ・R4. 1月～12月に事業に要した対象経費の合計の1/2(千円未満切捨)
 - ・1店舗あたり上限10万円かつ1事業者あたり上限30万円
(例)1店舗経営：上限10万円 2店舗：上限20万円 3店舗以上：30万円
- 申請書類 倉吉市ホームページよりダウンロードしてください。
- 問い合わせ・補助金申請先
 - ・倉吉市商工観光課 〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253-1 ☎0858-22-8129
 - ・倉吉商工会議所 〒682-0887 倉吉市明治町1037-11 ☎0858-22-2191

【境港市】 「境港市事業者価格高騰対策支援金」

- 申請期限 令和5年1月31日(火) (個人診療所、医療法人ともに対象です)
- 給付要件
 1. 境港市内に本社又は本店となる事業所を有すること。
 2. 燃油や原材料等の価格高騰の影響により、令和4年4月～9月の間の連続した任意の3か月間(対象期間)の営業利益率が、令和3年の同期間(基準期間)と比較して、5ポイント以上減少していること。
 3. 法人の場合は直近事業年度分の売上高が120万円以上、個人の場合は令和3年分の売上高が60万円以上あること。
 4. 法人の場合は直近事業年度分の法人市民税の確定申告、個人の場合は令和3年分の事業所得を申告していること。
 5. 境港市が給付する他の物価高騰対策に関する給付金を受給していないこと。
 6. 境港市税に滞納がないこと。
 7. 今後も事業を継続する意思があること。
- 交付金額 1事業者につき 法人：10万円、個人：5万円
- 申請書類 境港市役所ホームページよりダウンロードしてください。
- 問い合わせ・補助金申請先
〒684-8501 境港市上道町3000番地
境港市水産商工課 商工振興係 電話0859-47-1056